

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）運営規程

「グランドホーム古国府」

第1条 この規程は、喜和屋運輸有限会社が運営する「グランドホーム古国府」（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 施設の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 3 施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 グランドホーム古国府
- （2）所在地 大分県大分市大字古国府844番地
- （3）定員 50人
- （4）居室数 50室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。また、各職務の任用（介護職、看護職については、主任、副主任）については、欠員又は必要に応じ随時行うこととし、役職者会議の推薦を経て事業所の代表者が決定する。

- （1）施設長 1人（常勤）
施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 2人（常勤2、計画作成担当者と兼務2）
生活相談員は、利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。また、地域の関係機関との連絡調整等を行う。
- （3）看護職員 5人（常勤4、非常勤1）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- （4）介護職員 20人（常勤15、非常勤5）
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
なお、看護職員及び介護職員は、要介護者〔要支援者〕の指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行うが、要介護者〔要支援者〕のサービス利用に支障がないときは、要介護者〔要支援者〕以外の入居者にサービスの提供を行う。
- （5）機能訓練指導員 2人（常勤2、看護職と兼務2）
機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- （6）計画作成担当者 2人（常勤2、生活相談員と兼務2）
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むこと

ができるよう支援する。

- (7) 事務職員 3人(常勤2、非常勤1)
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- (2) 機能訓練及び療養上の世話

(短期利用特定施設入居者生活介護)

第7条 本事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定特定施設入居者生活介護(以下「短期利用特定施設入居者生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は5名とする。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用特定施設入居者生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(費目及び金額は入居契約書の「料金表」を、短期利用においては別紙「短期利用重要事項説明書」を参照)

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) その他日常生活上の便宜に係る費用
- 3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び事業の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動制限を行わない。やむを得ず行う場合には記録を取り、管理保管する。
- 5 当該事業のサービス以外の指定居宅介護サービスの利用を求めた場合には、それを妨げない。
- 6 短期利用特定施設入居者生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難訓練（年2回のうち一回は夜間を想定した訓練）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱に関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第12条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報の取り扱いについては、施設が定める「個人情報保護規程」に従うものとし、施設が提供する介護サービスの目的以外では原則的に利用しないものとする。また、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じたのち、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第15条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、有料老人ホームの他の業務を行うことがある。

- 2 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時新任研修 採用後1か月以内
 - (2) 現任研修 年10回以上とし、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防等は必須とする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に関する記録を整備し、その完結の日（当該特定施設入居者生活介護を提供した日）から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 5月19日から施行する。

平成22年 5月 1日改定

平成23年10月 1日改定

平成25年 4月 1日改定

平成25年 6月 1日改定

平成26年 1月 1日改定

平成27年 4月 1日改定

平成29年 4月 1日改定